

令和 8 年 第 5 回 ふ じ み 野 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録							
招 集 日 時		令和 8 年 5 月 2 5 日		開 会 場 所		ふ じ み 野 市 役 所 本 庁 舎 5 階 A 大 会 議 室	
開 会 の 日 時		開 会	令和 8 年 5 月 2 5 日 午 後 1 時 3 0 分		議 長		
及 び 宣 告 者		閉 会	令和 8 年 5 月 2 5 日 午 後 2 時 0 5 分		議 長		
議 長		久 保 田 清					
No.	氏 名		出 欠	No.	氏 名		出 欠
1	原 田 一		出	1 0	島 田 智 之		出
2	堀 井 和 幸		出	1 1	横 山 明 仁		出
3	井 上 一 浩		出	1 2	有 山 茂 幸		出
4	内 田 晃 生		出	1 3	近 藤 広 巳		出
5	谷 田 峰 男		出	1 4	久 保 田 清		出
6	新 井 正 一		出	1 5	柳 川 嗣 於 (最)		出
7	岸 勇		出	1 6	内 田 輝 美 (最)		出
8	志 摩 勇		出	1 7	塩 野 弘 明 (最)		出
9	嶋 田 宏		出				
出 席 者 数		農 業 委 員		定 数 1 4 名		出 席 者 1 4 名	
		農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		定 数 3 名		出 席 者 3 名	
議 事 参 与 (説 明 者)				書 記			
葛 籠 貫 智 洋 島 村 雄 大 菅 井 健 吾 関 口 正 幸							

その他重要と 認める事項	
	上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。 令和8年5月25日 議長印 署名委員印 署名委員印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和8年5月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎5階大会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議 長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	事 務 局	議事録署名委員に12番・13番委員を指名する。
日程第3	議 長	日程第3、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届に関する件、3件を報告します。
日程第4	事 務 局	事務局に報告書の朗読を求めます。
	議 長	報告書朗読。
	全 委 員	何か質疑はありますか。
	議 長	なし。
	議 長	報告案件ですので、報告第11号について終了します。
日程第4	議 長	日程第4、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、2件を議題とします。
		1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	当案件は、令和7年9月の総会にて審議した農業振興地域整備計画からの除外申請案件で、その除外手続終了後の農地転用許可申請となります。 申請者は現在、市内の賃貸戸建て住宅に妻、子供2人の4人で暮らしています。子供の成長に連れ、家具等が増え、現在の住まいでは非常に手狭となり、日常の生活に不便な状況で自己用住宅の取得を計画しました。市街化区域、市街化調整区域を含め検討してきましたが、希望する条件に合う土地がなかなか見つかりませんでした。妻の両親に相談したところ、義母が所有している農地に建築してみてもとの提案がありました。申請

		地は両親の家から約20mと近いため、将来不測の事態になった場合にすぐに駆け付けられる距離にある土地です。また、将来子供が通学予定の小学校も距離にして500mと近く、登下校時の安全性も確保できるため、本申請に至ったものです。農地の区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。原則第1種農地は不許可となりますが、集落と接しているため例外として許可になることがあります。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	11 番委員	5月18日に事務局1名の2名で現地調査を行いました。耕うんのあとが見られ、適切に管理されていると見受けられます。問題ないと思います。
	議 長	地元の委員は現地調査を行った委員と同一ですので説明を省略します。
	議 長	何か質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑等がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	1番の案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
	議 長	次に2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	申請者は現在、狭山市の賃貸アパートに夫婦2人で住んでおり、自己所有の持ち家はありません。生活していく中で、夫婦の荷物も増えてきたことで、現在のアパートでは手狭になってきています。お互いの職場は東京都練馬区内に有り、お互いに車通勤をしております。時間に追われた際は高速道路を使用す

		ることもある為、関越自動車道のインターチェンジが近くにあることを一番の条件として静かで生活環境の良い土地を探しておりました。市街化区域、市街化調整区域を含め検討してきましたが、希望する条件に合う土地がなかなか見つかりませんでした。本申請地は車で5分程度の距離に三芳スマート I Cがあり、10分程度の距離にはスーパーやコンビニ、医療施設なども充実しています。また、小学校及び中学校への距離が比較的近く、将来に子供を授かった際に通学する際も便利だと考え、本計画に至ったものです。 農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	11 番委員	5月18日に事務局1名の2人で現地調査を行いました。季節柄比較的多少草はありますが、きれいに管理されておりました。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	3 番委員	5月24日に現地調査をしました。11番委員が言われたとおり多少草は生えておりますが、問題ないと思います。加えてこの申請地は、最近5条許可申請で議案に上がった土地の近隣の農地になっております。
	議 長	何か質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑等がないようでしたら、2番の案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	2番の案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
		議案第16号について終了します。

日程第 5	議 長	日程第 5、議案第 1 7 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 2 件を議題とします。 1 番目の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明とは、生産緑地の買取り申出を行う際に、亡くなった方や、病気・ケガなどで農業の継続が困難になった方、生産緑地に指定されてから 3 0 年経過した農地所有者が、その農地の「主たる従事者」であったことを証明するためのものになります。今回は買取り申出事由を生じた者が死亡者が農業に従事していたかを承認する議案となります。 今後の流れについては、本案件が承認されると、申請者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、市から農業委員会へ斡旋の依頼を行います。そして買取希望が無い場合は、最終的に生産緑地が解除されることとなります。
	事 務 局	
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	11 番委員	5 月 1 8 日に事務局 1 名の 2 名で現地調査を行いました。現在、多種多彩の野菜が栽培されており、適切に管理されていると見受けられました。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	17 番委員	5 月 2 3 日に現地調査を行いました。1 1 番委員の言うとおり多種の野菜が栽培されており適正に管理されておりますが、動かなくなったトラクターや作業用の道具が放置されているのが気になりますが問題ないと思います。
	議 長	何か質疑はありますか。
	全 委 員	なし。

	議 長 全 委 員 議 長 議 長 事 務 局	質疑等がなければ承認してよろしいでしょうか。 異議なし。 1 番目の案件につきましては、承認することに決定します。 2 番目の案件につきましては、4 番委員に関する議案となります。会議規則第 10 条の規定により、議案終了まで 4 番委員は退席しますので、よろしくお願いします。 (4 番委員退席) 事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明とは、生産緑地の買取り申出を行う際に、亡くなった方や、病気・ケガなどで農業の継続が困難になった方、生産緑地に指定されてから 30 年経過した農地所有者が、その農地の「主たる従事者」であったことを証明するためのものになります。今回は買取り申出事由を生じた者が死亡者が農業に従事していたかを承認する議案となります。 今後の流れについては、本案件が承認されると、申請者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、市から農業委員会へ斡旋の依頼を行います。そして買取希望が無い場合は、最終的に生産緑地が解除されることになります。 議 長 11 番委員 議 長 10 番委員 現地調査を行った委員から説明をお願いします。 5 月 18 日に事務局 1 名の 2 名で現地調査を行いました。現在産業振興課による農業入門塾の畑として、適切に管理されていてと見受けられました。 地元委員から説明をお願いします。 5 月 25 日に現地調査を行いました。11 番委員の言うとおり適正に管理されており、特に問題ないと思います。
--	--	---

日程第 6	議 長	何か質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑等がなければ承認してよろしいでしょうか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	2 番目の案件につきましては、承認することに決定します。 4 番委員は復席してください。 (4 番委員復席)
	議 長	議案第 1 7 号について終了します。
	議 長	日程第 6、議案第 1 8 号、令和 7 年度最適化活動の目標及び 目標に対する点検・評価等についてを議題とします。 事務局朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明 農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第 3 7 条の規定により、その結果をホームページ等で公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならないとされております。農業委員会の状況、最適化活動の実施状況、事務の実施状況の 3 項目に分類されており、その内最適化活動の実施状況については、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等について定めた目標に対し、実績を記載しています。
	議 長	何か質疑はありますか。
	1 番委員	総農家数 2 9 0 に対して農業経営体数が 1 8 2 とあるが農業経営体数の定義を教えてください。
	事 務 局	農林水産省の農林業センサスによると、農業経営体とは、農作物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次のいずれかに該当する事業を行う者を言います。1 つ目は経営耕地面積が 3 0 アール以上の規模の

		農業、2つ目は、農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業で、例えば露地野菜作付面積が15アール以上、果樹栽培面積が10アール以上等の要件があります。3つ目は、農作業の受託の事業で、以上の3つの事業を定義しています。
	議長	他に質疑ありますか。
	7番委員	総農家数290に対して農業経営体数が182とあるが、これは足して良いのですか。
	事務局	農業経営体数182は、総農家数290の内数になります。
	議長	他に質疑ありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑等がなければ承認してよろしいでしょうか。
	全委員	異議なし。
	議長	質疑等がなければ承認することに決定し、公表するとともに、県知事に報告します。
	議長	議案第18号について終了します。
	議長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和8年第5回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。 (終了 午後2時05分)